

農業委員会だより



魅力いっぱいの農業者年金に加入しませんか？

- 少子高齢化時代を先取りした「積立方式」の年金ですので、加入者や受給者の数に左右されない、安定した制度です。
 - 国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方なら誰でも加入できます。
 - 農業の担い手として一定の要件を満たす方（青色申告者、認定農業者など）には月額で最高1万円の国庫補助があります。
 - 支払った保険料は全額、社会保険料の控除の対象となり、住民税や所得税の節税になります。（節税額は、支払った保険料の15から30%程度）
 - 年金は生涯受給できます。仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずだった農業者高齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。
- ◇詳しくは、お気軽に地区の農業委員、または農業委員会事務局までお問い合わせください。

全国農業新聞を読んでみませんか

- 全国農業新聞は、「くらしと経営」に役立つ情報をお届けします！！
- 最新技術・新製品や新品種、各地で活躍している農家の工夫やノウハウなど、経営にすぐ役立つ情報を紹介。
 - 1週間のできごとをコンパクトに！農業・農政の動きがよくわかります。
 - 農地・年金・税金・相続などのポイントをわかりやすく解説。
- ◇購読料：月600円（送料・税込）毎週金曜日に発行
◇購読のお申し込みは、地区の農業委員または農業委員会事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎52-5861（直通）

耕作放棄地の解消を支援します

耕作放棄地を農地として再生し活用をお考えの方は、国、県の支援事業があります。

①耕作放棄地再生利用緊急対策<国>

- 支援内容：農地の荒れ方により10a当たり3万円又は5万円（初年度1回のみ）
※荒れ方がひどく、重機を用いる場合等は1/2相当額を交付
- 対象者：農地を借りた（買った、農作業を受託した）農業者、農業者等の組織する団体等
対象農地：農振農用地区域内の農地（※自己所有地は対象になりません）
取組条件：5年間以上耕作を継続すること（毎年作付報告書提出）、再生経費（自家労賃等を含む）が10a当たり6万円以上かかること

②耕作放棄地解消緊急対策事業<県>

- 支援内容：10a当たり3万円・10a当たり2万円（初年度1回のみ）
対象者：農業者、地域営農組織等
対象農地：農振農用地区域内・外の農地
取組条件：3年間以上耕作を継続すること（毎年作付報告書提出）

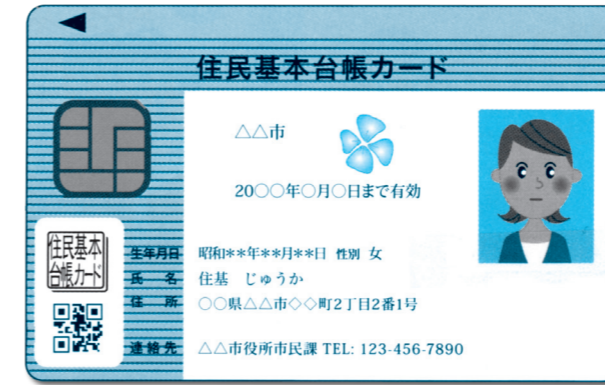
③遊休農地等の草払いのお願い

- 遊休農地等として耕作されずにいる農地や、荒れたまま放置されている土地に雑木・雑草等が繁茂すると、火災・犯罪・病虫害等の発生原因になる恐れがあり、周囲に大変迷惑となります。
- もし、あなたが所有（管理）されている土地に雑草等が繁茂している場合は、早急に草刈・除草等を行い、周囲の農作業等に迷惑のかからない状態に保ちましょう。
- 勤め・病気等で草刈が困難な方は、シルバー人材センターへの雑草処理見積照会も行っております。
- また、町及び農業委員会では、農業経営基盤強化促進法に基づき遊休農地等の賃貸借及び売買も促進しております。農地として再生される場合は、耕作放棄地再生事業をご活用いただけますので、まずはご相談ください。
- ※国の耕作放棄地再生利用緊急対策では、堆肥投入などによる土壌改良や作物の作付けによる営農定着に対しても支援を受けることができますので、事業の詳細については、下記の問い合わせ先にご連絡ください。



お問い合わせ先 氷川町役場農業振興課 ☎52-5854 氷川町農業委員会 ☎52-5861
八代地域振興局 農業普及・振興課 ☎33-3425

<住基カード見本>



最近さまざまな場面で身分証明書の提示を求められることが多くなり、運転免許証などを持っていないと困ることもしばしば見受けられます。

住基カードは、偽造・変造防止措置などが施されたセキュリティに優れたカードです。

例えば、写真付きなら、氷川町役場や銀行、郵便局の窓口での本人確認書類としてお使いいただけます。

また、役場窓口で「住基カード」のICチップに電子証明書を記憶すると自宅のパソコンからインターネットを利用し、国や地方公共団体のサービスを受けることができます。（e-taxなど）

お問い合わせ先
町民環境課 ☎52-5851
宮原振興局総務振興課 ☎62-2311



- この「住基カード」の申請時に窓口を持って来ていただくものは、次のとおりです。
- ①印鑑
 - ②写真付きを希望される場合は、写真（無背景・無帽子・縦4.5cm・横3.5cm・6ヶ月以内のもの）をご持参下さい。写真をお持ちでない場合は、申請時に撮影（無料）致します。
 - ③ご本人を確認、証明できる書類（保険証・年金手帳など公的機関が発行しているもの）
 - ④手数料500円

子ども手当について

本年4月から次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するため、中学校終了までの子どもを対象に月額13,000円/人を支給する子ども手当制度が始まり、6月、10月、2月に支給されます。

☆子ども手当の対象者で申請手続きをされていない方へ

- 4月中旬に送付してある『認定請求書』か『額改定請求書』によりその他必要な書類を添付して申請してください。
- 4月からの対象者は、9月30日を過ぎると4月分からの支給を受けられなくなりますので申請をお早めにお願います。公務員は、勤務先での手続きとなりますのでお間違えの無いようお願いいたします。

☆現況届について

- 子ども手当の受給者で現況届が必要な方には、5月下旬に現況届用紙を送付していますが、まだ、提出されていない方は、必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて手続きを行ってください。
- なお、届出がない場合は、6月分以降の子ども手当が受けられなくなりますのでご注意ください。
- ※寄附を希望される場合は、お問い合わせください。



お問い合わせ先 町民環境課 ☎52-5851